

警察署管轄区域等の境界に関する訓令

[最終改正 平成24. 3. 23 京都府警察本部訓令第8号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和35年京都府条例第16号。以下「管轄条例」という。）に定められた警察署（以下「署」という。）の管轄区域（以下「条例管轄区域」という。）のうち、区画の不明確な河川、橋りよう、道路、鉄道線路等にあたる場所の境界を明確にするとともに、その境界線付近における効率的な警察対象事件、事故、事案等（以下「事件等」という。）の処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 河川の左岸（右岸） 河川の下流に向つて左側（右側）の堤防または河床と流水面（渇水した場合は堤防と河床）との接線（別図第1）をいう。ただし、高水敷のある河川においては、高水敷のりと低水敷の流水面（渇水した場合は高水敷のりと低水敷）との接線（別図第2）をいう。
- (2) 道路の端 道路の外側端をいう。ただし、歩道と車道の区別がある場合は歩道を、側溝がある場合は側溝を、道路のりがある場合は道路のりを含む。
- (3) 交差点に付属する横断歩道および横断歩道橋の端 交差点から遠い外側端をいう。
- (4) 鉄道線路等の端 鉄道線路敷および駅（付属建物等を含む。以下「鉄道線路等」という。）の敷地の端をいい、金網、塀、柵等をもつて区画されているところにおいては、それらの外側端をいう。

(境界線等の一般原則)

第3条 境界線等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 道路 東西に通じている道路は南端、南北に通じている道路は西端とする。
 - (2) 交差点 交差点は、建築線の端と端の見とおし線とする。ただし、横断歩道の設置されている交差点にあつてはその端とし、横断歩道橋の設置されている交差点にあつてはその端を直上に見とおした線とする。
 - (3) 鉄道線路等 東西に通じている鉄道線路等は南端、南北に通じている鉄道線路等は西端とする。
 - (4) 河川 河川は、右岸とする。
 - (5) 橋りよう 橋りようは、左右欄干の親柱またはこれに類するものを見とおした線とし、橋りよう上は流水面（渇水した場合は河床）を管轄する署の区域とする。
 - (6) 山岳 行政区画の確認が困難な山岳は、分水れいとする。
- 2 境界線上における事件等は、東西の境界線にあつては境界線の西側を、南北の境界線にあつては境界線の南側を管轄する署が原則として処理するものとする。

(河川の境界線の特例)

第4条 次の各号に掲げる河川の境界線は、前条の規定にかかわらず河川の左岸とする。

- (1) 中京署と上京署との境界である堀川

- (2) 伏見署と南署との境界である鴨川のうち鳥羽大橋から下流の鴨川
- (3) 伏見署と宇治署との境界である山科川
- (4) 伏見署と宇治署との境界である淀水路
- (5) 向日町署と八幡署との境界である桂川
- (6) 舞鶴署と宮津署との境界である由良川

(道路の境界線の特例)

第5条 次の各号に係る道路の境界線は、第3条の規定にかかわらず、当該各号の定めるところによる。

(1) 道路の東端とするもの

- ア 東山署と山科署との境界である三条通
- イ 西京署と向日町署との境界である京都市道大枝30号線
- ウ 南署と向日町署との境界である国道171号線
- エ 伏見署と南署との境界である国道1号線
- オ 伏見署と宇治署との境界である府道宇治淀線の府道八幡宇治線から町道市田島田線まで

(2) 道路の北端とするもの

- ア 上京署と中京署との境界である丸太町通
- イ 中京署と右京署との境界である三条通は西土居通との交差点の東端まで
- ウ 中京署と下京署の境界である四条通

(3) 道路の左端とするもの

東山署と山科署との境界である東山ドライブウェイの稚児ヶ池橋西詰から渋谷まで（稚児ヶ池橋西詰から渋谷に向かつて左端）

(跨線橋等の境界線の特例)

第6条 次の各号に掲げる跨線橋及び横断歩道橋の境界線は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 東山跨線橋は、鴨川の右岸堤防と河床との接線を直上に見通した線（別図第3）とする。
- (2) 大宮跨線橋は、西日本旅客鉄道東海道本線の鉄道線路等の南端を直上に見通した線（別図第4）とする。
- (3) 東山署と山科署との境界にまたがり位置する西日本旅客鉄道東海道本線東山トンネル及び東海旅客鉄道東海道新幹線東山トンネルは、別に表示する線とする。

(施設、建造物、公園、島等の境界線等の特例)

第7条 次の各号に掲げる施設、建造物、公園、島等は、当該各号に定める署の管轄とする。

- (1) 下鴨署と北署との境界にまたがり位置する博愛会病院は、北署
- (2) 西京署と南署との境界にまたがり位置する陸上自衛隊桂駐屯地は、西京署
- (3) 東山署と山科署との境界にまたがり位置する国道1号線東山トンネル及び渋谷街道花山トンネルは、山科署
- (4) 中京署と右京署との境界にまたがり位置する阪急電鉄株式会社京都線西院駅ホーム、線路敷等で上、下線のホームの東端の見通し線までは、右京署
- (5) 川端署と東山署の境界にまたがり位置する京都市高速鉄道東西線蹴上駅は、地下3階部分及び地下4階のホーム駅施設（南端に設けられている分電盤室を含む。）の南端の見通し線までは、東山署（別図第5）

(6) 川端署と東山署との境界にまたがり位置する京阪電気鉄道株式会社京阪本線三条駅は、地下1階の同駅施設の北端まで並びに川端通に通じる11号出入口及び12号出入口通路に設置された管理シャッター並びに非常ロドアまで並びに地下2階の上、下線ホームの北端の見通し線（上、下線ホームの北端に接して設けられている排水ポンプ室を含む。）までは、東山署（別図第6）

(7) 川端署と下鴨署との境界にまたがり位置する京阪電気鉄道株式会社鴨東線出町柳駅は、地下2階の乗降客用通路南端の見通し線まで及び同通路から地下1階今出川口改札口に至る昇降施設並びに地下1階今出川口改札口ラッチ外コンコース南端の見通し線以北の同駅施設及び今出川通以南の出入口通路に設置された管理シャッターまでは、下鴨署（別図第7）

(8) 川端署と東山署との境界にまたがり位置するインクラインは、同インクライン西側のり以东の区域は、川端署

(9) 川端署と東山署との境界にまたがり位置する三条通と仁王門通との交差点は、東山署

2 複数の署の境界にまたがり位置する人の住居の用に供される建造物は、当該建造物に付された住居表示又は当該建造物に居住する人に係る住民票の住所（当該建造物に係る登記簿上の郡、市、区、町村又は字を住民票の住所としている場合に限る。）を管轄する署の管轄とする。

3 複数の署の境界にまたがり位置する法人の本店若しくは支店又は事務所は、別に定めるもののほか、当該法人の本店若しくは支店又は事務所に係る登記簿上の所在地を管轄する署の管轄とする。

（協定）

第8条 隣接の署長（以下「関係署長」という。）は、条例管轄区域に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、相互に協議して必要な事項を定めることができる。

(1) 公衆の利便及び警察運営の効率を向上させ、又は著しく阻害させると認められる新たな事情が生じたとき。

(2) 施設、建造物、公園、島等が複数の署の境界にまたがつて存する場合において、別に定めるもののほか、1の署が包括的に管轄することが合理的であると認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、境界線が複雑又は不明確なとき。

2 関係署長は、前項の規定による協定を締結したときは、当該協定に係る場所について定期的に確認し境界線を明らかにしておくものとする。

（協定手続等）

第9条 関係署長は、前条の規定に基づき協定を締結または改定したときは、すみやかに次の事項を記載した書面に協定書の写（細部の現場見取図を含む。）および協定区域等の位置を記入した管内図1部を添え、警務部警務課長を経由し報告すること。

(1) 協定を必要とした理由

(2) 協定事項に関する関係施設等の管理者または住民の意向

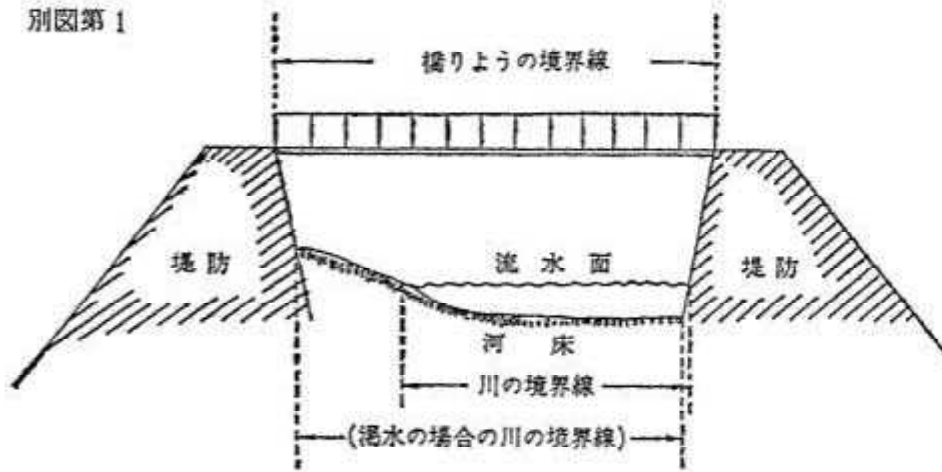
(3) その他参考事項

附 則

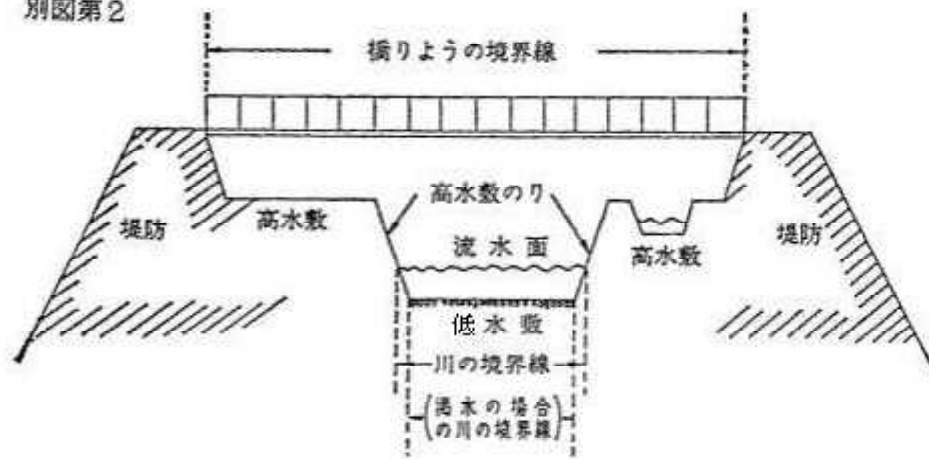
（施行期日）

1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

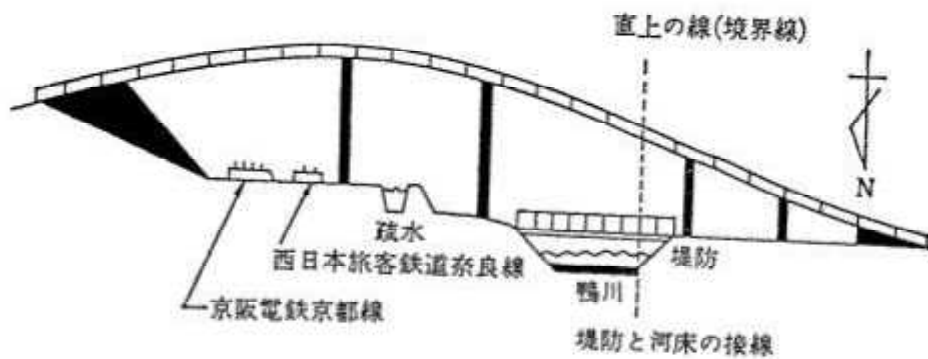
別図第1



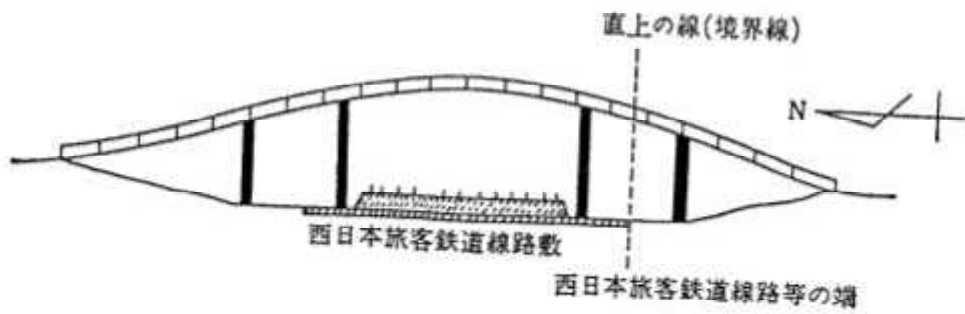
別図第2



別図第3

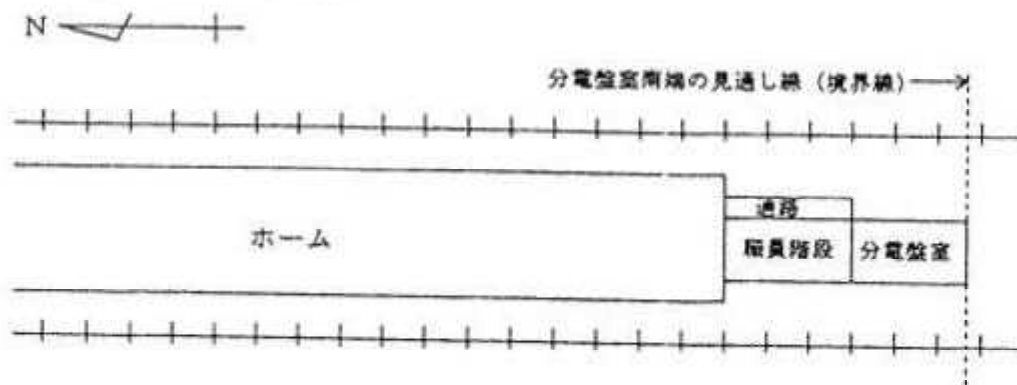


別図第4



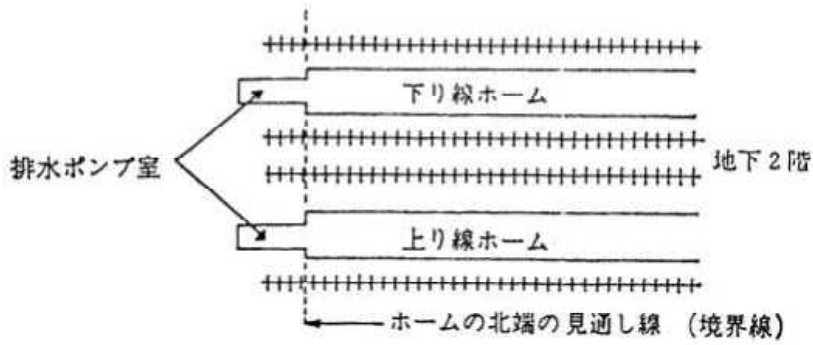
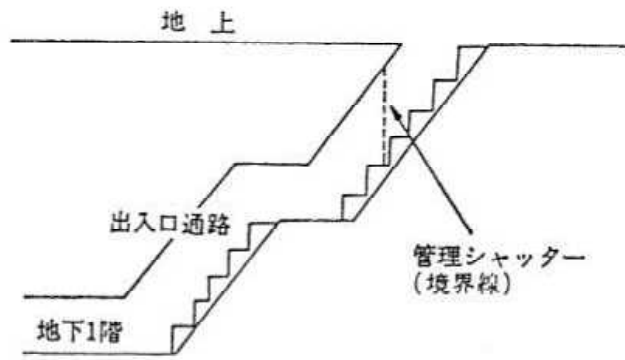
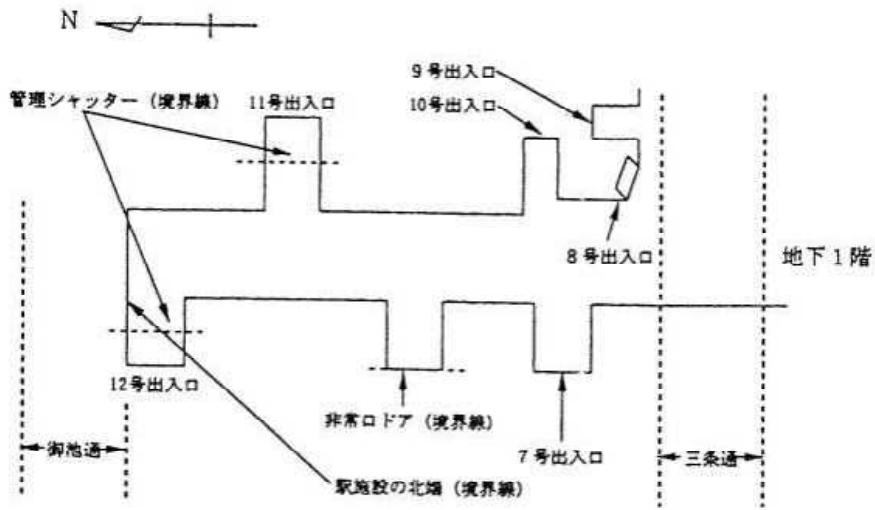
別図第5

京都市高速鉄道 東西線 蹴上駅



別図第6

京阪電鉄株式会社 京阪本線 三条駅



別図第7

京阪電鉄株式会社 鴨東線 出町柳駅

